

法教育

法教育

センターニュース

No. 20

2016年3月24日

第20号

Law-Related Education

発行 横浜弁護士会法教育委員会

巻頭言

横浜弁護士会

副会長 佐藤 裕



法教育って何？

法教育とは何か。色々な答えがあるようだが、当会では「法や司法制度の仕組みや内容を知り、その基礎にある法的なものの考え方を理解し、身につけるための教育」としている。この答えでは「その基礎にある」というのが肝で、法教育では法律そのものを教えることは必ずしも中心的な目的とはされていない。では、法の基礎にある法的なものの考え方を学ぶことによどのような意義があるのだろうか。

法が何かということについては難しい議論もあると思うが、私は以下のような物語でイメージしている。

大昔、人々は一人で、そして家族で活動していたが、それでは個々の人ができることは限られており、効率が悪い。そこで、次第に分業をするようになり、また、自然や敵から身を守るために大勢の人で集まって生活するようになる。ところで、人は自分が幸せになるために行動するのが自然である。しかし、大勢の人が集まって、自分の幸せのために行動すると、必然的に混乱が生じてしまう。例えば、他の人が持っているものを誰かが欲しくなれば、必然的に取り合いになって争いが生まれてしまう。そのため、皆の行動を調整しなければ皆が幸せにはならなくなってしまいが、調整のためには一定の決まりが必要となる。最初は、集団の中で力の強い人や頭のいい人が決まりとなり調整をする。しかし、人が決めるということは、その時々で言うことが変わったり、皆のためではなく自分のためにその力を使ったりすることが避けられないので、不満

がたまり再び混乱に陥る。その問題を解決するために、生きている人から離れたルールが作られることになる。ただ、ルールも存在するだけでは足りず、皆が従うような仕組み（皆でルールを作る仕組みや、ルールに反した場合の制裁を与える仕組みなど）を作らなければ、誰も従わなくなってルールの意味がなくなってしまふ。このような、ルールを守ることを担保するような仕組みが整備されるようになって、ルールは「法」になっていく。

以上の物語を前提にすれば、法の始まりが、人々が幸せになるというところにあった以上、法の背後には皆が幸せになるための知恵が備わっているはずである。これを学び、生活に役立てて、皆が幸せになれる社会とそれを担う人を育てようというのが法教育であると私は思っている。こんなにいい知恵の詰まった「法」を弁護士などの法曹実務家や学者が独占しているのはもったいない。ぜひ広めたいものである。

法教育を広めること自体は大変である。そこは頑張るとして、しばし目を閉じて法教育が充実し、市民が基礎的な素養として法の背後にある価値や考え方を手にした世の中を想像してみる。その世界では、人々は他者を尊重しなければ自身も尊重されることがないことを知り、何が正しいかを知り、自由を知り、公平を知っている。その世の中をどれだけ広く見渡しても見慣れた弁護士の姿を見ることができない。いたとしても、とても少ない。それはそうだろう。人々が法教育の素養を身につけ、皆が幸せになる社会を作っているのである。事故のような突発的な出来事は別として、多くの争い事はそもそも生じないか、自分たちで個人の尊厳、自由、公平などの見地から正しく解決してしまうのである。弁護士である自分が法教育に携わっているが、それが十分に普及して行き着く世の中は、自分の仕事がない世の中である。そんな活動をしているということを考えると、何とも不思議な気持ちになってくる。

新城高校出前授業・模擬裁判

1 はじめに

平成27年10月5日と10月20日の二日間にわたり、神奈川県立新城高校で出前授業・模擬裁判を行いました。

2 10月5日の出前授業

この日は、午後の授業時間一コマを用い、全校生徒を体育館に集めて、「弁護士の仕事」と「裁判員裁判及び刑事事実認定」というテーマについて、講義を行いました。時間配分は、「弁護士の仕事」について30分、「裁判員裁判及び刑事事実認定」について20分という極めてタイトなものだったことから、ポイントをできる限り絞って講義を行いました。

人数が非常に多かったこともあり、生徒達の反応を全て把握することはできませんでしたが、寝ているような生徒はほとんどおらず、またざわつくこともなく、真剣に話を聞いてくれていたように感じ、非常に嬉しかったです。

出前授業はクラス単位で行うことも多く、体育館などに生徒を集める場合にも一学年であることが多いので、全校生徒が一堂に会した中、講義するのは独特の緊張感がありました。

3 10月20日の模擬裁判

この日は、午後の授業時間二コマを用い、3年生のクラスごとに模擬裁判を行いました。時間配分はクラスごとに若干異なるものとなりましたが、私が担当したクラスでは、概ね模擬裁判のロールプレイに40分程度、休憩を挟んで評議・発表に50分程度、講評に10分程度でした。

模擬裁判の題材は、強盗致傷被告事件で、犯人が高齢の被害者を路上において突き飛ばし、現金在中の封筒が入った巾着袋を持ち去り逃走したもので、犯行後ほどなくして現場周辺にいた被告人が逮捕されたという事案でした。被告人は犯人性を争っており、被告人が逮捕当時所持していた現金と被害者が奪われた現金の同一性、犯人と被告人の人相や着衣の類似性、被告人の犯行前後の行動等が重要なポイントとなるものでした。

新城高校では、事前に担当教員から刑事手続の授業がなされていたようであり、演者の生徒も模擬裁判の記録をきちんと読み込んでいたことから、しっかりとしたロールプレイがなされていた

と思います。見学している生徒も、適宜メモをとるなどしており、真剣に取り組んでいました。

その後の評議は6人程度のグループごとに行ったのですが、皆しっかりと議論に参加し、各班とも活発な議論ができていました。発表においても、被告人が保持していた紙幣についたホッチキスの跡という比較的珍しい特徴や、被告人の人相や着衣が比較的ありふれていること等についての指摘があり、良く検討されているという印象を受けました。

判決については、私が担当したクラスでは無罪を選択した班がほとんどでした。全員から理由を聞くことができたわけではありませんが、証拠の評価のみならず、実際に被告人の人生を左右する決断をするにあたって、軽々しく有罪とすることに躊躇いを覚えた生徒もいたように見受けられました。模擬裁判の性質上、どちらが正解ということはありませんが、生徒一人一人が自分のことのように真剣に検討してくれたという点でも、良い模擬裁判となったのではないのでしょうか。

最後に若干の講評と講義の時間をとりましたが、評議と発表がかなり白熱していたことから、刑事手続の一般論は割愛し、証拠の評価等にポイントを絞って行いました。この日は教室での講義だったことから、生徒達が頷いたりする様子を確認しながら講義をすることができました。

4 授業を終えて

新城高校で授業を行って印象に残ったことは、生徒達が熱心に取り組んでいたことのみならず、先生方も相当気合いを入れて準備されていたことでした。

今回の授業のみでいきなり刑事事件や法律に関心を持つことは難しいかもしれませんが、生徒達が今後様々な分野に進む中で、少しでも法律を身近に感じる一助となれば、これほど嬉しいことはないと感じました。

(法教育委員会委員 片桐 久充)

出前授業 横浜市立南高校付属中学校での出前授業

学校の先生とのちょっとしたご縁から平成25年に始まった横浜市立南高校付属中学校での出前授業。毎年、約160名の中学校2年生を対象に、模擬裁判とキャリアガイダンス授業の組合せで行ってきましたが、3年連続3回目となる平成27年度は、10月24日（土曜日）の午前中（という弁護士には若干ハードルの高い時間帯）に実施されました。

まずは模擬裁判。裁判劇を生徒たちに見てもらい、それを元に判決について評議してもらいます。今回のシナリオは、被告人が犯人か否かが問題となる放火事件でした。火事の現場にいた被告人は放火犯人なのか、直前に警察官が見たという怪しい人物は被告人なのか、被告人はなぜライターやペットボトルを持っていたのか…？

通常、法教育センターで実施する模擬裁判では、生徒たちに裁判劇を演じてもらうことが多いのですが、今回は時間等の都合から、全生徒の前で、講師担当の弁護士3名が裁判官、検察官、弁護人を、そして演劇部の生徒たちが被告人と証人をそれぞれ演じました。そんな「知らない大人（しかも演劇の素人）がしゃべってる裁判劇」を、それでもしっかりと傍聴した生徒たちが、各クラスに戻った後、5～6名ずつの班に分かれて有罪か無罪かを評議します。結論を考えるにあ

たっては、証拠資料の中身や裁判劇の中で出てきた多くの事情を漏れなく拾い上げ、整理し、何が重要かを考えるという、ややもすれば大人も二の足を踏むような作業が求められますが、それを嬉々とし易々とクリアしていく生徒達。拾い上げて欲しい事情はあらかじめピックアップされ、各班ではとても中学生とは思えない議論が戦わされています。

意欲的な生徒たちを見ると、「こういう人材に是非うちの業界に入ってきて欲しい！」と思うことがありますが、それを乗り越えて、「こういう商売敵にはうちの業界に入って欲しくない！」という気持ちが若干芽生えたことは否定できませんでした。

評議後には各班から評議結果とそれに至った理由を発表してもらいますが、その内容も簡潔にして的確。生徒や学校が、日頃から高い意識を持って意見発表に取り組んでいることが窺われました。

その後、弁護士による講評、そして休憩を挟んだ後にキャリアガイダンスの授業を行いました。それらも含めて生徒たちは終始意欲的に取り組んでおり、講師を担当する身にとっても非常に楽しい（ただ、これが土曜日の午前じゃなければもっと嬉しい）ひとときとなったのでした。

（法教育委員会委員 田中 敬介）

無料出前授業「相模原市立相原中学校での出前授業」

平成27年10月20日、相模原市立相原中学校にて中学3年生2クラスを対象に、無料出前授業を行ってきました。校内を移動していると、生徒たちは、顔を知らない私に対して「こんにちは！」ときちんと挨拶をしてくれて、とても気持ちが良かったです。

学校から与えられたテーマは「弁護士の仕事と裁判員裁判について」でした。当日に短縮授業で45分の予定が40分になったことを伝えられ、非常にタイトなスケジュールとなってしまいました（40分は予想以上に短く感じました）が、私は、以前、社交ダンスを教えたこともあり、ダンスを披露することに決めました。別にダンスである必要はありませんが、最初の2、3分で何かしてみると生徒さんたちの緊張をほぐしたり、心の距離を近づけたりするという意味では効果があるように思います。

どうしたら弁護士になれるかについては、法学部、法科大学院を経て司法試験を受けるルート以外にも、予備試験のルートなら20歳で合格することもできるといった説明や平均年齢、合格率などの話をしました。特に、女性の比率が増えていることを話すと生徒たちは驚いているようでした。個人的な話ですが、私の妻が先に合格し、私がお後落ち続けても見捨てられな

かった話は涙（笑い？）を誘ったように思います。

仕事の内容については、交渉と裁判の違い、民事裁判と刑事裁判の違い、裁判の内容について話をしましたが、具体的な事件の話はやはりイメージがしやすいのか、楽しそうに聞いてくれました。

裁判員裁判の話では、どんな事件が対象なのか、裁判員は何人いるかなどの一般的な制度の説明をしましたが、その際、裁判員になるとお金がもらえるという話や、裁判員を決める際に弁護士と検察官が拒否できる話など、興味を持ってもらいやすい切り口から説明するように心がけました。特に、多数決をして裁判員が全員有罪と考えても、裁判官に有罪と考える人が1人もいなければ無罪になってしまうルールについて話したときが一番反応が良かったように思います。

どちらのクラスも興味深く話を聞いてくれ、寝ている生徒はいませんでした。質問の時間がほとんど取れなかったのがちょっぴり残念でした。

帰りの電車は「ああやって説明すれば良かったな、あの話をすれば良かったな」と一人反省会でした。授業って本当に難しいです。また是非呼びたいと思ってもらえるような授業をしたい。そう思いました。

（法教育委員会委員 松本 隆）

これからの 法教育



法教育に10年携わってきました。

法教育を取り巻く状況は、どんどん変化していきます。法務省は、司法制度改革を受け、裁判員裁判の広報もあり、法教育を推進してきました。

数年前から実施されている学習指導要領では、法に関連する事項がかなり増え、言語活動の充実「思考・判断・表現」が強調され、法教育が注目されました。

学習指導要領の根底には新しい学力観というものがありますが、この中の「利害の対立を御し、解決する能力」「権利、利害、責任、限界、ニーズを表明する能力」などは法教育で育てたい能力とほぼ同じです。

また、道徳が特別の教科として新設されますので、道徳と法教育の関係も議論されています。

社会正義、公平、公正というような分野については、法教育と共通する部分が多いと考えられます。

次の学習指導要領では、高校公民科の中に「公共」という教科ができ、18歳選挙権実施に向け「主権者教育」が注目されています。主権者教育というのは、民主主義の勉強をするわけですから、当然、法教育と強いつながりをもっています。

このような流れのなかで、法教育は、着実に全国に広まっていると思います。

一方で、法教育の授業を何時間もやることは難しく、弁護士が関与する法教育授業は、どうしても一発イベント的になり、「議論が盛り上がり良かったね」でお終いになりがちです。

法的なりテラシーを育てるためには、もう一歩進んだ取り組みが必要かと思われれます。

例えば、生徒は、試験に出ないことはどうしても後回しになりがちです。法教育的で考えさせる試験問題が出れば、生徒もより真剣に考えてくれるのではないのでしょうか。

模擬裁判に積極的に取り組んでいるある先生は、歴史は、過去の出来事を証拠に基づいて知る学問だと、歴史の試験で「500年後、今年の〇〇学園の体育祭で優勝したのは△組だと推理するためにはどんな証拠が必要か。」という出題をしたそうです。非常に面白い、ひとつの方向が見える取り組みと感じました。いかがでしょうか？
(法教育委員会委員 村松 謙)



横浜弁護士会

法教育センターのご案内

法教育センターは、法や司法に興味を持たれた方々に対して、弁護士がそのお手伝いをするための窓口です。

●●●こんなことを頼めます…●●●

裁判傍聴会 弁護士が裁判傍聴にご一緒し、裁判の説明を行います。

出前授業 弁護士が学校に行きご希望のテーマについて授業をします。

模擬裁判 皆さんが行う模擬裁判を弁護士がお手伝いします。

お問合せは

横浜市中区日本大通9 横浜弁護士会内
横浜弁護士会法教育センター

TEL 045-211-7711 FAX 045-211-7718

受付時間 月～金 午前9時～12時 午後1時～5時

ホームページにアクセス!

各種お申し込みに関する詳細、法教育センターニュースのバックナンバーなど、法教育に関する多くの情報を提供できるものとなっています。

横浜弁護士会ホームページ
(<http://www.yokoben.or.jp>) にアクセス!



今号は記念すべき第20号です!

また、センターニュースの定期発行が年2回なので、第1号から約10年が経過したことになります。

これもひとえに、皆様のご支援の賜物と深く感謝しております。センターニュースは、今後も法教育に関連する情報を発信し続けますので、ご期待ください。
(村上 貴久)



細貝 嘉満 (デスク)	青木 康郎
田丸 明子	河野 隆行
村上 貴久	服部 知之
松浦ひとみ	押田 美緒
	大木秀一郎
	伊藤 真哉